

契約書

発注者 長野県立美術館 館長 松本透（以下「甲」という。）と受注者 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により、美術品等の梱包・輸送・展示・撤収請負業務（以下「輸送等の業務」という。）に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（業務の名称及び内容）

第2条 業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

（1）業務の名称 令和3年度長野県立美術館第Ⅱ期企画展（建築展・映像展）作品等梱包・輸送・展示・撤収請負

（2）業務の内容 美術作品の梱包・輸送・展示・撤収及び会場設営と撤収

（履行期間）

第3条 業務の履行期間は令和3年6月3日（木）から令和3年8月31日（火）まで（うち13日間）とする。

（契約額）

第4条 契約額は、〇〇〇〇円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円）

（業務の処理方法等）

第5条 乙は、別添の作品等梱包・輸送・展示・撤収請負業務仕様書に基づき業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受け業務を実施しなければならない。

3 乙は、業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、それぞれその旨を甲に届出なければならない。

4 乙は、甲から請求があったときは、業務の進捗状況について甲に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第6条 乙は、業務完了後10日以内に業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（契約額の支払）

第7条 甲は、前項の規定により業務完了報告を受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

（危険負担）

第8条 第6条の規定による作業完了前に生じた作品の亡失又はき損による損害は、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡、承継）

第9条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

（契約内容の変更）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、甲乙の協議の上、契約額、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除できるものとする。

(1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することが出来ないことが明らかと認められるとき。

(2) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第13条 乙は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第6条第1項に規定する期限までに業務完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日又は業務完了報告書を提出した日までの日数に応じ、契約額に対し年2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、その責に帰すべき事由により、第7条第1項に規定する期限までに契約料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約額に対し年2.7%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、〇〇〇〇円を違約金として甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項又は第4項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年〇月〇日

甲 長野市箱清水1-4-4

長野県立美術館

館長 松本 透

印

乙 住所

業者名

代表者 氏名

印